

議長

農業委員現在数13名、出席13名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和7年度第8回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第2番野村委員さん、第3番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

10月27日 前回の総会後に第3回土地部会が開会され、加藤会長、石川職務代理、土地部会の会員の皆さまにご出席をいただきました。

11月8日から9日 梅郷地区、三田地区、成木地区、小曾木地区、

22日から23日 全西東京の農産物の共進会が霞の直売所で行われ、担当各委員の皆さまにご出席をいただきました。11月14日 本日の全協の話題でもあります生産緑地の追加指定の現地調査が、今井の農地と谷野の農地で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。

11月18日 東京都農業会議の第2回臨時総会、及び第2回事業推進協議会

が吉祥寺のエクセルホテル東急で行われまして、加藤会長にご出席をいただきました。本日11月15日 総会開始前に、第3回農政部会が会議室で行われ、加藤会長、石川職務代理、土地部会の方にご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。次に日程4の議案審議に入ります。

議長

整理番号1番については森田委員さんに関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、森田委員さんには退席いただきます。

議長

それでは整理番号1番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号1番について説明します。

11月17日 息子さん立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅裏の一部の畑です。タマネギ、小松菜、ホウレン草、山芋、ブロッコリーが植えてあり、とてもきれいに管理されていました。

自宅前の畑で、エメラルドグリーンコメツガ、カイの木、カシの苗、ツツジの苗、ヒノキの苗、コナラの苗、カシの木の苗など、私のわからないような植物が多数植栽されておりました。きれいに管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

先に整理番号1番の採決を取ります。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」整理番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

整理番号1番の審議が終了しましたので、森田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

それでは引き続き審議させていただきます。議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

それでは、整理番号2番については、私が担当ですので説明を致します。

委員

議席番号1番 加藤です

整理番号2番について説明します。

11月14日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは家の西側でして自家消費の野菜や果樹が植えてありました。ホウレン草、ブロッコリー、ネギが植えてあり、ルバーグ、これはジャムにするようです。枝豆の種まきをしてありました。果樹は、柿、ブルーベリー、ナツメ、クコ、これはバニラ風の味がするそうです。あとお茶が植えてあり、しっかりと管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号3番について説明します。

11月1日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑です。ここには柿が7本、ジャガイモ、シシトウなど植えたあとがあり、来年の為に肥料がまいてありました。他に、ハウレン草、サニーレタス、ネギなどがきれいに植えてありました。草もなくきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号4番について吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号4番について説明します。

11月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は霞側の北側で、自宅前の畑です。大根、白菜、小松菜、ネギが植栽されていて、きれいに管理されておりました。

地番と地番と地番は、自宅から少し歩いて霞川の北側の畑です。ネギ、白菜、ブロッコリー、ノラボウ、キャベツ、お茶などがきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号5番について梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号5番について説明します。

11月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

新町小学校の南側にあり自宅の隣の畑になります。畑の周りには、柿、柚子、ミカン、植木がありまして、中の畑では、ネギ、ナス、ホウレン草、エンドウ、ステックブロッコリー、タマネギ、大根、カブなど多種類の野菜が栽培され、全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議おねがいします。

議長

次に整理番号6番について石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号6番について説明します。

11月14日 申請人ご家族、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は自宅の裏の畑で、作付け作物は、サトイモ、ネギ、大根、小松菜、お茶が栽培されており、空いているところは耕耘がされておりました。写真を見てもらえるとわかりますが、空いているところが多くて、栽培しているところが少ないのですが、ご高齢で93歳ですので、体が動く間は畑をやりたいそうですが、全面をやるのは難しいという話をしていました。今年は体の調子が悪くて、畑の方が手が回らず困っていたようです。でも体が動く間は畑をやりたいとおっしゃっていました。畑はきれいに管理されていたので、よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和7年5月6日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、11月14日に石川委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に整理番号1番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について補足説明です。

さんは本業の看板業と並行して農業も行っており、出来た野菜は農協の直売センターに出荷されています。今後も農業をしっかりと続けられると思いますので、特に問題はありません。よろしくご審議お願いします。

議長

担当委員からの補足説明はおわりました。本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件を御説明申し上げます。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則によ

事務局

り150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、みかんを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月14日に加藤会長と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

整理番号2番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙2》の調査書を御覧ください。

本案件については、みかんを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月14日に加藤会長と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

整理番号3番

譲渡人の さん、 さん、 さん、 さんから
譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙3》の調査書を御覧ください。

本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月17日に鈴木委員と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

議長

整理番号1番、2番については、担当の私から説明いたします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番と2番の補足説明です。

写真をみてください。ここは畑になる予定なのですが、トラクターのかかっているであろう場所と持ち主が一緒になります。この2カ所は一団の大きな畑になって、ここにミカンを植えて生産するそうです。この方は新町とか色々な所に畑があって、そこでもミカンを作っていて、ミカンの収穫に追われているそうです。

議長

整理番号3番について、鈴木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号3番について補足説明です。

本人立会いの下で、現地調査を行いました。

場所のご自宅の隣で、一部はご自分で耕作されていまして、ここには大根、ブロッコリーが栽培されていまして。草もなく管理されていまして。一部に残土が残っていまして、これはどうするのか聞いたところ、菌ちゃん農法というのでしょうか、最近、堆肥をマルチの中に入れて培養して植えるような農法でやるために植えてありますとおっしゃっていまして。よろしくご審議お願いしまして。

議長

担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございましてか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いしまして。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されまして。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件は原案のとおり承認することに決定いたしまして。

次に議案第5号「農業委員会による非農地証明について」2件を上程いたしまして。

それでは、事務局の説明をお願いしまして。

事務局

それでは議案第5号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたしまして。議案の5ページを御覧ください。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみでの判断で非農地の証明を行うことができます。

整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第5号別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第5号別紙2および3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると思います。

なお現地調査は地区担当の11月12日に森田委員と行き、加藤会長には現地の状況について説明しております。

整理番号2番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第5号別紙2》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第5号別紙2および3は現況写真になります。

事務局

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の11月17日に鈴木委員と行き、加藤会長には現地の状況について説明しております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号1番について補足説明です。

事務局の説明の通りです。山林化してしまして近所に50年前に越してきた方の話だと、当時から山林のようで、どうにかならないかなと言っていました。鹿やイノシシもでるそうです。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、鈴木委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号2番について補足説明します。

ご本人が不在でしたので、どうしてこうなったのかが把握出来ていないのですが、写真で見ていただいた通り雑木が生えていまして、実際には場所が傾斜地になっています。ですのでここは畑としては使えなくて、果樹を植えるのが精一杯のような土地です。奥側の地番は竹も生えていまして、人が踏み込んだ形跡がないような状況でし

た。よろしくご審議お願いします。

議長

担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。
よって、議案第5号「農業委員会による非農地証明について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」を1件上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

事務局

それでは御説明いたします。

お配りしております議案6号別紙1をご覧ください。

整理番号1番

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、宅地として利用をされておりました。

次に議案第6号別紙3を御覧ください。

こちらは、平成9年(1997年)の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月14日に天野委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、天野委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です。

整理番号1番について補足説明です。

事務局の説明の通りでして、ここは30年以上建物が建っているなという感じがし

ました。今は誰も住んでいないのですが、明日から住めと言われれば住めるような状態でありまして、これは農地として認められないと報告いたします。

議長

担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」を2件上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

事務局

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第7号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第7号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で梅の栽培とビニールハウスでの苗作りを行う計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第7号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、11月17日に久保田委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第7号 別紙4》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第7号 別紙5》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で露地野菜を栽培する計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第7号 別紙6》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

事務局

現地調査でございますが、11月17日に鈴木委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、久保田委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について補足説明します。

事務局の説明の通りです。現在、延べ面積が81㎡でハウスが建てられていて、タマネギ、サツマイモを育てていて、精力的に行っていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、鈴木委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号2番について補足説明します。

11月17日に現地調査をしています。地番については整地されていましたが、今別の方に貸しているようで、当面そのまま継続してその方が使うようなことを話されていました。地番は耕耘がされていてきれいな状態で、また別な方が耕作されていて、少しの間はその方がそのまま継続していくと話されていました。ご本人は他にも土地を借りていまして、実績のある方でした。

議長

担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第7号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。こちらは、農業経営基盤強化促進法にもとづく農業経営基盤強化促進計画の目標地図になります。目標地図につきましては、法令により農業委員会から目標地図の案を提出することとなっております。目標地図につきましては、農地所有者、認定農業者、認定新規就農者等の方に対して農地の利用意向アンケートを送付し、回答していただいた内容を地図上に記載しております。地図の右下の凡例をご確認ください。アンケートの回答内容をもとに3種類の凡例で表しています。青色が今後貸借等を活用して農地の流動化を進めたい意向、灰色が現在所有者もしくは貸借者が耕作を行っている意向、白色が利用が未確認の意向との凡例としております。こちらの目標地図の案については、本日の総会後に地域計画検討会に諮り、縦覧後に告示される予定です。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

[事務局説明]

議長

事務局の説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページに記載された通りです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、7件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、7件で3、4ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時 3 5 分から開会いたします。